



ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly



発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルディング 7 階

制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

Index

司法修習生の同期会
...1

【事件ファイルより】

わが国における競争法による
フリーランスの保護の現状と今後
...2 ~ 3

【最近の判例から】

適格消費者団体の
訴えによる建物賃貸借契約の
ひな形の破棄
...3 ~ 4

【事務局から】

...4

司法修習生の同期会

弁護士生活 30 数年を迎える私たちが、司法試験に合格した時の総数はわずかに約 450 人でした。裁判官も検察官も弁護士も同じ研修所で修習したという連帯は強く、私たちの期だけではなく、今はわかりませんが、相応の期は各期 10 周年、20 周年、30 周年と 10 年毎に記念行事が行われてきています。これを超えると参加できるのがだんだん難しくなることを考え、5 年毎に記念行事を行う期が増えてまいります。私は 39 期と呼ばれる期なので、本来なら昨年 35 周年記念行事が行われるはずでした。一昨年の秋は新型コロナウイルスの影響が強く感じられ、開催できまなかったが、それでもそのまま終わるのではなく、長い準備期間をもらった形で昨年の 10 月に福岡で開催することができました。3 分の 1 にも当たる約 150 人が集まり、盛大に全体会をし、そのあとは各クラスに分かれて懇親会を行いました。

私自身は、総合司会をする同じクラスの友人を手伝う役を担当することになりました。私たちは、オウム真理教の幹部によって、ご家族含めて、殺害されてしまった坂本堤さんと同期です。私は隣のクラスで、直接お話したことはありませんでしたが、修習時代の彼の姿を覚えています。本当に優しくなお人柄がしぐさにも表れていました。総合司会担当の友人と同期会全体会の進行を考える中で、坂本さんご一家を偲ぶコーナーを設けようと考えました。これを世話人会に諮ったのが、本年の春のことです。コーナーを引き受けてくれた坂本さんと同じクラスの弁護士さんが、素敵なスライドや

ご家族の写真のコラージュを作ってくれ、奥様のお名前を冠した「SATOKO」という曲の弦楽四重奏でのアレンジ曲をバックに、関係者の皆さんが毎年富山、新潟と別々の場所にある 3 人の慰霊碑を訪ねていることなどとともに、坂本さんがオウムの問題に熱心に取り組むだけでなく、労働問題等で活躍されている姿のスライドでコーナーを締められました。参加者の心にあらためて坂本さんご一家の姿を刻めたこと、とても意義深い時間となりました。

その後も、何人かへのインタビューを引き受けてくれた弁護士さんが、それだけでなく素敵なバルーンを作ってくれ、私も記念品として、私たちが全員集まって研修を受けた研修所の敷地の旧岩崎邸の写真を使ったミニタオルを提案して、皆さんにお配りしました。

代表世話人を務めてくれた弁護士さんから、皆 60 歳を超え、今までの法律実務家としての日々の業務だけでなく、社会に貢献していただく最後の挨拶も私を含め、みんなの心にしっかりと届いたように思います。

私は雑務担当だったのですが、マイクを握るときもあり、少しおしゃれをして (!?) 会に臨みました。今回の写真はバルーンと一緒にその時撮ってもらったものです。

苗村 博子
(なむら ひろこ)



わが国における競争法によるフリーランスの保護の現状と今後

1. はじめに

最近、フリーランスとして働く人々を契約上保護するための新法制定に向けた動きが活発化しています。その背景には、働き方の多様化やリモートワークの普及による近年のフリーランス人口の増加、フリーランスへの現行法の適用の限界が問題視されたことがあります。

本稿では、主に競争法の適用を念頭に置いて、わが国におけるフリーランスの保護に向けた近年の議論と法改正の動向をご紹介します。

2. フリーランスとは

フリーランスとは、後述の「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」にて、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者のことをいう」と定義されています。

フリーランスとして働くことが多い業種としては、工事請負業（いわゆる一人親方）、エンジニア、作家、俳優、通訳、スポーツ選手といった職業が挙げられます。令和2年5月に発表された内閣官房による調査では、わが国において、フリーランスとして働く者の試算人数は、462万人に上るとの結果が報告されています*1。

3. 法令によるフリーランスの保護

フリーランスについては、委託元の事業者との情報量や交渉力の格差から、一方的な契約条件を強いられたり、代金不払や理不尽なやり直し要請がなされたりすることが問題となる場合があります。

フリーランスは、特定の企業等と雇用関係にないことから、原則として、労働基準法や労働契約法の適用対象とはならず、労働条件の不利益変更の禁止や賃金全額払いの原則等の労働法上の保護を受けることができません（なお、委託元が提供する設備等を利用して役務提供をする場合には、委託元がフリーランスに対し安全配慮義務に基づく責任を負う可能性があります（最判平成3年4月11日・判時1391号3頁））。

フリーランスと委託元の事業者との取引については、独占禁止法（優越的地位

の濫用等）や下請法による規制の対象になり得ます。しかし、フリーランスへの発注を行うのが小規模な事業者であることも多く、そもそも資本金1000万円以下であるとして下請法の適用対象（下請法2条7項の「親事業者」）に該当しなかったり、フリーランスに対して必ずしも優越的地位にあるとはいえなかったりする事情から、これら法令の規制が及ばない場合もありました。加えて、フリーランスの取引についてはその金額が比較的小さいこともあり、フリーランスとして働く者が、法令違反を理由に救済を求める事例はそれほど多いとはいえませんでした。

4. 競争法によるフリーランス保護の議論の発展

(1) 人材と競争政策に関する検討会報告書

平成30年2月15日、公取委は、事業者による個人の役務提供者に対する行為への独占禁止法適用の考え方をまとめた報告として、「人材と競争政策に関する検討会報告書」を公表しました。

同報告書では、個人の役務提供者への行為が優越的地位の濫用の適用対象になり得ることが明記された上、フリーランスとの取引で問題となることが多いと思われる類型（役務提供者の専属義務、成果物の利用制限、事実と異なる取引条件の提示等）を挙げて、それぞれについて、優越的地位の濫用に該当するか否かの考慮要素を示しています。例えば、個人の役務提供者に対し専属義務を課すことについては、専属義務の内容や期間、これにより役務提供者へ与える不利益の程度、代償措置の有無、役務提供者との協議の有無、他の取引条件と比べて差別的かどうか等を考慮して判断されることとなります。

同報告書は、フリーランスとの取引が独占禁止法の適用対象になることを明確化したものですが、後述のとおり、現在の運用としては、下請法を適用した取締りが中心となっています。

(2) フリーランス保護のためのガイドライン

令和3年3月26日、内閣官房、公取委、中小企業庁及び厚生労働省の連名により、「フリーランスとして安心して働

ける環境を整備するためのガイドライン」が公表されました。

同ガイドラインでは、フリーランスとの取引につき、「下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常、下請法を適用する」との方針が記載されています（同ガイドライン3頁）。また、同ガイドラインでは、フリーランスとの取引において締結すべき契約書のひな形が添付されるなど、フリーランスとの間の契約内容について一定の踏み込んだ見解が示されています。

(3) 法改正の検討と法執行の現状

令和4年9月13日、内閣官房により、「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」が公表され、意見募集が行われました。当該資料は、あくまで法整備の方向性を示したものにすぎませんが、下請法の適用対象とならないフリーランスとの取引についても、業務委託時の書面交付義務、役務提供から60日以内の代金支払義務、受領拒否や返品等の禁止といった下請法と同種の規制を適用する方針が示されています。また、遵守事項の違反があった場合には、その違反事実をフリーランスが行政機関へ申告することのできる制度を創設することも検討されています。当初は、下請法を改正する方向での検討がなされているとの報道もありましたが、その後の公取委の事務総長の会見によれば、下請法改正ではなく新法を制定する方向で検討されていると述べられています*2。

また、公取委による法執行の現状として、同年5月に公表された令和3年度の運用状況では、フリーランスに関連する下請法違反の実例として、事業者名は明記されていませんが、多数の違反事例が報告されています*3。さらに、同年10月に公取委が公表した活動報告によれば、令和4年度の体制の強化として、「下請取引及びフリーランスやスタートアップとの取引に係る執行体制の強化」のための人員を14名増員したことが報告されています*4。

5. さいごに

以上のとおり、下請法の適用を中心として、フリーランスとの取引に対する法執行が活発化しており、公取委による取

締りは今後もさらに拡大していくことが予想されます。

また、フリーランス保護のための新法が制定され、委託元の事業者の資本金額にかかわらずフリーランスとの取引が下請法と同様の規制の対象となれば、サプライチェーンの全体を通して、委託契約の見直しとコンプライアンス確保のための体制構築が求められる可能性があります。現時点では、法令の形式や具体的内容は全くの未定であるものの、新法制定

に向けた今後の動向を注視することも重要となります。

- ※ 1: 内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月) 25頁。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishin_kaigo2018/koyou/report.pdf
- ※ 2: 公正取引委員会「令和4年10月19日付 事務総長定例会見記録」
https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2022/oct_dec/221019.html
- ※ 3: 公正取引委員会「令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組」(令和4年5月31日) 別紙2
https://www.jftc.go.jp/houdou/press_release/2022/may/R3_honbun.pdf

- ※ 4: 公正取引委員会事務局「公正取引委員会の最近の活動状況」(令和4年10月) 62頁
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/katsudou_R4_10.pdf



田中 敦
(たなか あつし)

最近の判例から

適格消費者団体の訴えによる建物賃貸借契約のひな形の破棄

1. この判決(最判令和4年12月12日)を紹介する意義

この最高裁判決の原告は、適格消費者団体で、この団体は、消費者契約法2条4項が規定しています。「不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体」で、内閣総理大臣の認定を受けた者に該当します。この適格消費者団体は、事業者が、消費者に不利な条項を用いよう予防を求めたりする差止請求権が与えられています(同法12条)。この一つの団体から起こされた、住居に関する建物賃貸借契約において家賃保証会社が行い得るとする様々な行為や賃借人がこれに異議を述べないことを定める規定に対して差止等を求めた事案です。本判決は、(1)家賃保証会社の賃貸借契約の無催告での解除権、(2)賃借人はその無催告解除に異議を述べないこと、および(3)3か月以上の家賃未納の場合で、その物件の不使用が認められるような場合に家賃保証会社が賃借人が明け渡したとみなせる条項が、消費者を一方的に害する条項として無効になるとする消費者契約法10条の適用を認め、かような条項を含むひな形の破棄という形での差止を認めました。本件では、上述の(1)(2)(3)のほかにも一審原告は様々な主張をしていましたが、行数の関係でこの点は割愛させていただきます。米国のようにクラスアクション(集団訴訟)を専門とする弁護士がいるような状況にはなく、日本では、消費者が契約の相手方を訴えることは難しいと考えられ、適格消費者団体の差止請求権制度はあまり活発に活用されてきたとはいえません。

ただこの最高裁判例は(1)(2)(3)のいずれも棄却した大阪高裁判決を批判し、(3)を認めた第一審の大阪地裁判例よりさらに広く(1)(2)の家賃保証会社の無催告解除権およびその賃借人の異議申立権の喪失まで無効とした点、さらにひな形の破棄まで是認した点に大きな意味を持ちます。本誌のもう一つのエッセイがフリーランスに関しても独禁法の適用を認めようとするところをご紹介しているように、契約当事者間のパワーバランスが対等でない場合に、よりパワーの弱い側を保護する動きは、今後も続いていくことが考えられます。

平成29年の民法の債権法分野の改正が当事者自治を中心に据えつつ、定型約款の規定(同法548条の2~4)を置いたように、当事者間の力関係が対等でない場合や、一方的な条項について応諾するしかない場合には、契約書やそのひな形を作成するにあたり、公平、公正さがより強く求められることにご配慮いただきたいと思います。

2. 消費者契約法10条と12条

本件では、消費者契約法10条が大きな意味を持ち、前段で、契約が消費者の権利を制限したり義務を加重していて、後段で、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する場合にはそのような条項は無効となるとしています。そして、同法12条で、かような無効となるような契約について、適格消費者団体に差止請求権を与えています。

3. 家賃保証会社の建物賃貸借の無催告解除権について

まず、(1)の家賃保証会社による無催

告解除については、第一審、原審ともに、まず、賃貸人には一か月分でも滞納した時で、無催告解除を認めても「あなたが不合理とは認められない事情が存する場合に」は、無催告での解除を認めた最高裁判例(最判昭和43年11月21日)があるとして、かような事情がある場合には、賃貸人の無催告解除を認める条項自体には問題がないとしました。そして、問題となったひな形も同様に「あなたが不合理でない場合」をある意味付加して読むべきなので、この点が明示されていなくても、問題ないとしました。

そして、賃貸借契約の当事者でない家賃保証会社に解除権を付与することについては、民法の建前として、解除権は契約当事者に与えられているものであり(同法541条)、第一審の言葉としては、「契約の帰趨については契約当事者のみが自由な意思に基づいて決められ、第三者からの介入を受けない、というのが一般的な法理として存するものといえる」として、契約当事者でない家賃保証会社に無催告解除権を与えることは、消費者契約法10条前段の消費者の権利を制限するものであることを認めました。

ただし、いずれも、同条後段の信義誠実義務の基本原則に反し、消費者を一方的に害するかの点については、保証料が初年度は賃料1か月分、2年目以降は保証履行の回数が1回の場合に1万円、2回で3万円など高額でないなどとして、格別の害はないとしました。

また、(2)のかような家賃保証会社の無催告解除権に対し、賃借人が異議を述べられないことについては、第一審、原審ともに消費者契約法10条前段にも該当しないとなりました。

これに対して、最高裁は、本件で問題となった賃貸借契約書ひな形には、「賃借人が支払いを怠った賃料等の合計額が3か月分に達したとき」と定めるだけで、このほかには何らの限定も加えていないとし、家賃保証会社が、連帯保証債務を履行して、賃貸人との間で、賃料不払いの事実がなくなった場合にも、家賃保証会社が賃貸借契約を解除できることになってしまおうとして問題だとしました。「保証」というものの原点をまっとうに言い当てていると考えられます。

加えて、第一審や原審が掲げる上述の昭和43年の最判は、賃貸人が解除することについても、それがあながち不合理ではない場合に限られるとするもので、本件で問題となっている条項にはそのような限定はなく、この最判とはかけ離れていて、本件ひな形の条項をもって同様の限定解釈をするのは相当ではないとしました。そして、消費者契約法10条の後段、消費者の利益を一方的に害するものかについても、原契約は、(住居の賃貸借という)当事者間の信頼関係を基礎とする継続的な契約であって、その解除は賃借人の生活の基盤を失わせるという重大な事態を招来するとして、信義則に反して消費者を一方的に害することを認め、(1)(2)の条項を無効としました。

4. 家賃保証会社による自力救済?

次に、(3)に関する条項は①賃料支払いが2か月以上行われず、②家賃保証

会社が合理的な手段を尽くしても、賃借人と連絡が取れず、③電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、建物を相当期間利用していないと認められ、④建物を再び占有使用しない賃借人の意思が客観的に看取できる場合には、建物の占有を終了し、建物を明け渡したと認めることができる、というものです。

この条項については、第一審は消費者契約法10条違反を認めましたが、原審はこれを否定していました。最高裁は、元の賃貸借契約が終了していない場合でも、家賃保証会社が、本件建物の明渡しがあったと見なしたときは、契約当事者でもない、家賃保証会社によって賃借人の使用収益が制限されることになるとして、消費者の権利を制限しているとしました。賃貸人であっても法律に定める手続きでなければ、明渡請求できないのに、当事者でない、家賃保証会社が明渡しがあったと見なせる、つまり自力救済も可能となるとするのは、著しく不当だとされているのです。

④の建物を賃借人が再び占有使用しない賃借人の意思が客観的に看取できるという文言は、その内容が一義でないとして、消費者が的確に判断することができず、不利益を被る恐れがあるとしたうえで(消費者契約法10条前段を認め)、賃借人が明示的に異議を述べたときには本件建物の明渡しがあったとはみなすことはできないとの条項があったとしても、その異議の方法が明示されているわけでもなく、不当であるとして、信義則

に反して、消費者の利益を一方的に害するものとして(同条後段を認め)無効であるとした。

5. 判例の評価

家賃保証システムが、住居を借りやすくするためのものとして機能していることは、理解できますが、家賃保証会社は、本件でも第一審が言及したように保証料を得ていて、多くの契約は不履行もなく円満に終了していることを考えれば、本件で最高裁が言及した条項が無効とされても保証会社に特に大きな不利益が生じるものでもないと思われます。にもかかわらず、自力救済は原則認めないという司法の大原則に反しかねない家賃保証会社の明渡しのみなし規定を有効とするような判断をなぜ原審がしてしまったのか、大変疑問に思われます。

本件の最高裁の述べるところは、いずれも建物賃貸借、特に住居の賃貸借の原点、すなわち、賃貸人と賃借人の信頼関係が破壊されて初めて、賃貸人が契約を解除でき、またその後の明渡しも裁判を通じた法的な手続きによるべきものであることを明確にした至極明晰なものと考えます。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

Topic of the secretariat

事務局から

初めまして、私は、他県の法律事務所で働いていたのですが、当事務所では、新人となります。

コロナウイルスが日本で感染確認をされてから3年が経過しました。コロナ禍における生活様式も変化し、旅行が趣味であった私自身の趣味も変わり、健康維持とリフレッシュを兼ねて友人に誘われて始めた軽登山にハマっています。

朝早く起きてご飯を食べて、外に出て太陽の光を浴び、適度に運動した後、湯船にゆっくりと浸かり、1日の疲れから深い眠りに就くことで体内時計のリズムが整うそうです。

さらに太陽の光を浴びることでビタミンDが生成され、免疫力の維持やセロトニンといわれる幸せホルモンが出るそうなので、リフレッシュはもちろん健康効果にも期待しています。

コロナ前後で趣味やワークスタイルに変化がある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

働き方に対して在宅勤務メインやフリーアドレスのオフィススタイルといった会社もあるように多様化しており、当事務所でも昨年11月に初の対面およびウェビナーのハイブリット方式でセミナーを開催しました。多くのお客さまにご参加いただきありがとうございました。大変有難いことに多くのセミナーに来てくださるお客さまもいらっしゃる先輩から聞き、初参加の私も興味深く聴きました。セミナー開催ギリギリまで、聞き手の方々のことをたくさん考えて発表を練る弁護士には吃驚しました。

本年こそは制限なく自由に過ごせるような時がくることを願いつつ、健康に留意しながら弁護士のサポートに精進したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

大阪ライフ満喫してネ!(苗)

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号
堂島ビルディング7階

※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番
出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分

TEL : 06-4709-1170

FAX : 06-4709-0131

受付時間 / 9:00 ~ 18:00



<https://www.namura-law.jp>